



# 鳥取県公報

平成17年 9月30日(金)  
号外第148号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	農業振興地域の指定の一部改正（2件）（728・729）（経営支援課）..... 1
	農地法第3条第2項第5号の農地又は採草放牧地の面積等の一部改正（730）（"）..... 2
	県道の路線の認定の一部改正（11件）（731～741）（道路企画課）..... 4

## 告 示

### 鳥取県告示第728号

昭和45年鳥取県告示第721号（農業振興地域の指定について）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年 9月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前	
名 称	区 域	名 称	区 域
略		略	
大栄地域	平成17年10月1日町合併前の 大栄町の全域	大栄地域	大栄町の全域
略		略	

### 鳥取県告示第729号

昭和47年鳥取県告示第887号（農業振興地域の指定について）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年 9月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、

改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
名 称	区 域	名 称	区 域
略		略	
北条地域	平成17年10月1日町合併前の北条町の区域のうち、次の区域を除いた区域 平成17年9月30日現在の国有林の林班番号613の全部の区域(第1号図の赤色で着色した区域)(第1号図は、省略する。)	北条地域	北条町の区域のうち、次の区域を除いた区域  昭和47年8月1日現在の国有林の林班番号113の全部の区域(第1号図の赤色で着色した区域)(第1号図は、省略する。)
略		略	

#### 鳥取県告示第730号

平成10年鳥取県告示第615号(農地法第3条第2項第5号の農地又は採草放牧地の面積等について)の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年9月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後				改正前			
郡市名	区 域	農地法 第3条 第2項 第5号 の農地 又は採 草放牧 地の面 積(ヘ クター ル)	農地法 第6条 第1項 第2号 の小作 地の面 積(ヘ クター ル)	郡市名	区 域	農地法 第3条 第2項 第5号 の農地 又は採 草放牧 地の面 積(ヘ クター ル)	農地法 第6条 第1項 第2号 の小作 地の面 積(ヘ クター ル)
略				略			
	北栄町江北、国坂、 西高尾、東高尾、岩坪、 上種、下種、西穂波、				北条町江北及び国坂		

東伯郡	<p><u>原、瀬戸、東園、西園、六尾、大島及び穂波</u></p> <p>琴浦町大字野井倉、大字中津原、大字三本杉、大字別宮、大字古長、大字矢下、大字宮場、大字八反田、大字法万、大字杉地、大字光好、大字森藤、大字鋤、大字杉下、大字下大江、大字美好、大字三保、大字笹津、大字八幡、大字梅田、大字湯坂、大字光及び大字尾張</p>	0.5	0.9
	略		
	<p><u>北栄町土下、米里、北条島、北尾、田井、弓原、下神、松神、曲、由良宿、妻波及び大谷</u></p> <p>琴浦町大字野田、大字福永、大字大杉、大字山田、大字公文、大字倉坂、大字勝田、大字西宮、大字太一垣、大字佐崎及び大字中村 平成16年10月1日町村合併前の東郷町の区域(大字田畑及び大字久見を除く。)</p>	0.5	0.7
	略		
	北栄町亀谷	0.3	0.9
	略		
略			

東伯郡	<p><u>大栄町大字西高尾、大字東高尾、大字岩坪、大字上種、大字下種、大字西穂波、大字原、大字瀬戸、大字東園、大字西園、大字六尾、大字島及び大字穂波</u></p> <p>琴浦町大字野井倉、大字中津原、大字三本杉、大字別宮、大字古長、大字矢下、大字宮場、大字八反田、大字法万、大字杉地、大字光好、大字森藤、大字鋤、大字杉下、大字下大江、大字美好、大字三保、大字笹津、大字八幡、大字梅田、大字湯坂、大字光及び大字尾張</p>	0.5	0.9
	略		
	<p><u>北条町土下、米里、島、北尾、田井、弓原、下神、松神及び曲</u></p> <p>大栄町大字由良宿、大字妻波及び大字大谷 琴浦町大字野田、大字福永、大字大杉、大字山田、大字公文、大字倉坂、大字勝田、大字西宮、大字太一垣、大字佐崎及び大字中村 平成16年10月1日町村合併前の東郷町の区域(大字田畑及び大字久見を除く。)</p>	0.5	0.7
	略		
	大栄町大字亀谷	0.3	0.9
	略		
略			

## 鳥取県告示第731号

昭和30年鳥取県告示第320号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年9月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
略				略			
23	倉吉由良線	倉吉市		23	倉吉由良線	倉吉市	
		東伯郡北栄町				東伯郡大栄町	
略				略			

## 鳥取県告示第732号

昭和33年鳥取県告示第188号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年9月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
略				略			
151	倉吉東伯線	倉吉市	東伯郡北栄町	151	倉吉由良線	倉吉市	東伯郡大栄町
		東伯郡琴浦町				東伯郡琴浦町	
略				略			
160	福頼市山伯 耆大山停車 場線	西伯郡南部町	西伯郡伯耆町	160	福頼市山伯 耆大山停車 場線	西伯郡南部町	西伯郡岸本町
		伯耆大山停車 場				伯耆大山停車 場	
		倉吉市				倉吉市	

161	倉吉江北線	東伯郡北栄町 江北	
略			
167	由良停車場 線	由良停車場 東伯郡北栄町 由良宿	
略			
201	上井北条線	倉吉市上井 東伯郡北栄町	
略			
203	法万大栄線	東伯郡琴浦町 大字法万 東伯郡北栄町	
204	福永由良線	東伯郡琴浦町 大字福永 東伯郡北栄町 大谷	
略			
249	清谷北条線	倉吉市清谷 東伯郡北栄町	
250	亀谷北条線	東伯郡北栄町 亀谷 東伯郡北栄町 北尾	
略			

161	倉吉江北線	東伯郡北条町 大字江北	
略			
167	由良停車場 線	由良停車場 東伯郡大栄町 大字由良宿	
略			
201	上井北条線	倉吉市上井 東伯郡北条町	
略			
203	法万大栄線	東伯郡琴浦町 大字法万 東伯郡大栄町	
204	福永由良線	東伯郡琴浦町 大字福永 東伯郡大栄町 大字大谷	
略			
249	清谷北条線	倉吉市清谷 東伯郡北条町	
250	亀谷北条線	東伯郡大栄町 大字亀谷 東伯郡北条町	
略			

鳥取県告示第733号

昭和34年鳥取県告示第528号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年 9月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
72	若桜南光線	八頭郡若桜町 (兵庫県佐用 郡佐用町)		72	若桜南光線	八頭郡若桜町 (兵庫県佐用 郡南光町)	

**鳥取県告示第734号**

昭和41年鳥取県告示第67号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年 9月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
103	若桜温泉線	八頭郡若桜町		103	若桜温泉線	八頭郡若桜町	
		(兵庫県美方郡新温泉町)				(兵庫県美方郡温泉町)	

**鳥取県告示第735号**

昭和42年鳥取県告示第683号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年 9月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
略				略			
267	大栄赤碓線	東伯郡北栄町		267	大栄赤碓線	東伯郡大栄町	
		東伯郡琴浦町				東伯郡琴浦町	
略				略			

**鳥取県告示第736号**

昭和47年鳥取県告示第929号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年9月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
297	上大立大栄 線	倉吉市上大立		297	上大立大栄 線	倉吉市上大立	
		東伯郡北栄町 由良宿				東伯郡大栄町 大字由良宿	
略				略			

**鳥取県告示第737号**

昭和54年鳥取県告示第1167号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年9月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
119	千谷蕪島線	(兵庫県美方 郡新温泉町)		119	千谷蕪島線	(兵庫県美方 郡温泉町)	
		岩美郡岩美町				岩美郡岩美町	
略				略			

**鳥取県告示第738号**

昭和57年鳥取県告示第505号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年9月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
501	倉吉東郷自 転車道線	倉吉市	東伯郡北栄町	501	倉吉東郷自 転車道線	倉吉市	東伯郡北条町
		東伯郡湯梨浜 町				東伯郡湯梨浜 町	

**鳥取県告示第739号**

平成3年鳥取県告示第291号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年9月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
320	羽合東伯線	東伯郡湯梨浜 町	東伯郡北栄町	320	羽合東伯線	東伯郡湯梨浜 町	東伯郡北条町 東伯郡大栄町
		東伯郡琴浦町				東伯郡琴浦町	

**鳥取県告示第740号**

平成6年鳥取県告示第225号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年9月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
略	略	東伯郡琴浦町		略	略	東伯郡琴浦町	



50	東伯関金線	倉吉市関金町 服部	東伯郡北栄町	50	東伯関金線	倉吉市関金町 服部	東伯郡大栄町
略				略			

**鳥取県告示第741号**

平成7年鳥取県告示第589号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年 9月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後					改 正 前				
路線 番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地	路線 番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
503	赤碕東郷自 転車道線	東伯郡 琴浦町	東伯郡 湯梨浜 町	東伯郡北栄町	503	赤碕東郷自 転車道線	東伯郡 琴浦町	東伯郡 湯梨浜 町	東伯郡大栄町 東伯郡北条町

